

調査の概要

1 調査目的

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

2 調査対象

- (1) 学校調査……………幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学(短期大学含む)、高等専門学校、専修学校及び各種学校
- (2) 学校通信教育調査……………通信課程を置く高等学校及び中等教育学校
- (3) 卒業後の状況調査……………中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の中学校部・高等部の卒業者、大学(短期大学含む)及び高等専門学校の卒業者
- (4) 不就学学齢児童生徒調査…不就学の学齢児童及び学齢生徒
- (5) 学校施設調査……………私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校、公立の幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校、大学(短期大学含む)、高等専門学校及び国立大学の附属学校

注 大学、短期大学、高等専門学校及び国立の諸学校については文部科学省が直接調査

3 調査期日

令和3年5月1日現在

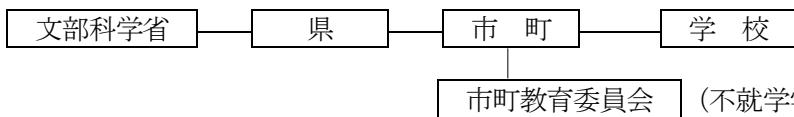
ただし、卒業後の状況調査については、令和2年度間の卒業者（高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部にあっては、令和元年度以前の卒業者で上級の学校に入学を志願した者を含む。）について、令和3年5月1日現在

4 調査の種類と主要調査事項等

調査の種類	主要調査事項	申告者
学校調査	学校数、学級数、在学者数、教職員数、入学者及び卒業者数	学 校 長
学校通信教育調査	学校数、学科数、生徒数及び教職員数	学 校 長
卒業後の状況調査	中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部・高等部）卒業者の進路状況	学 校 長
不就学学齢児童生徒調査	就学免除者、就学猶予者、1年以上居所不明者、前年度中に死亡した学齢児童生徒数	市町教育委員会
学校施設調査	私立学校及び公立専修学校等の土地、建物の面積	私立は学校設置者 公立は学校長

5 調査系統

- (1) 市町立及び私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校



- (2) 公立及び私立の高等学校及び中等教育学校並びに県立の中学校、特別支援学校及び専修学校



- (3) 大学、短期大学、高等専門学校及び国立学校

